

第14章 オフサイト・モニタリング

オフサイト・モニタリングの意義

金融庁では、金融機関の立入検査のみならず、検査と検査の間においても、継続的に財務会計情報及びリスク情報等について報告を求め、金融機関の経営の健全性の状況を常時把握するオフサイト・モニタリングを実施している。これら財務会計情報及びリスク情報の分析を踏まえて様々な措置を講じ、金融機関の経営の健全性の確保を促している。

オフサイト・モニタリングの実施

オフサイト・モニタリングを行うにあたっては、自己資本額や各種収益指標等の財務情報のみならず、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスク等のリスク情報についても継続的に報告を求め、各金融機関の経営の健全性を常時把握している。また、金融機関から徴求した各種の報告の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うとともに、分析結果の金融機関への還元及びヒアリング等を通じて、金融機関の経営の健全性の確保に向けた自主的な取組みを促している。（資料14-1 参照）

なお、こうしたオフサイト・モニタリングの基本的考え方については、平成14年12月10日に事務ガイドラインを改正して明確化し、公表したところである。

1. 各業態に対するオフサイト・モニタリングの実施状況

(1) 預金取扱金融機関

オフサイト・モニタリングによる健全性の状況の分析結果については、銀行（161行）、信用金庫（326金庫）及び信用組合（191組合）等に対し、月次または四半期毎等の頻度でフィードバックを行っている。その際、各金融機関の健全性の確保に向けた自主的な取組みを促す観点からヒアリング等を実施している。（資料14-2 参照）

平成 14 年 12 月には、こうしたオフサイト・モニタリングの実施状況を踏まえ、早期警戒制度を整備した。これは、早期是正措置の対象とならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があることから、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す枠組みである。

その具体的な考え方は以下のとおりである。

- ・ 基本的な収益指標、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準を基準として、収益性、安定性や資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に関して、原因及び改善計画等についてヒアリング等を行い、
- ・ 必要な場合には銀行法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、必要な経営改善を促し、
- ・ さらに、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第 26 条に基づき業務改善命令を発出することとしている。

なお、平成 15 年 6 月には、同年 3 月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、新たに大口与信の集中状況等についても、こうした措置を実施することとした。

(2) 保険会社

保険会社の健全性の状況については、収益性の指標等の各種データを多角的に分析し、早期是正措置の発動に至る前段階から、保険会社各社において早め早めの経営改善が図られるよう求めてきている。

具体的には、収益指標等に照らして改善が必要と認められる保険会社に対して、原因及び改善計画等についてヒアリングを行うとともに、必要に応じて保険業法第 128 条に基づく報告を求める等の対応を行い、保険会社の自主的な経営改善を促してきた。

また、平成 14 事務年度においては、保険・年金数理業務の精通者であるアクチュアリー資格保有者を採用するとともに、各種データの分析手法の高度化に努めたほか、第三分野に係る状況等、保険会社の業務の状況に応じた報告計数の拡充・見直しを実施した。

(3) 証券会社

従来から、証券会社に対しては、毎期の決算に基づく報告（営業報告書等）のほか、証券取引法上の健全性指標である自己資本規制比率、主要勘定残高表等について月次で報告を求め、健全性のチェックを行っている。

加えて、平成 14 年度には証券会社向けモニタリング・システムの運用が開始されたことから、銀行等の他業態と同様に、証券会社の財務会計情報のみならず、リスク情報についても報告を求めるとともに、それらデータの分析結果の証券会社への還元やヒアリングの実施等を通じて、証券会社の自主的な改善を促すといった業務サイクルの確立に向けて取り組んでいる。

証券会社のオフサイト・モニタリングの導入に際しては、既にオフサイト・モニタリングを開始している預金取扱金融機関及び保険会社の例を参考にするとともに、オペレーショナル・リスクに関する報告を先駆的に取り入れるといった工夫も行っている。

2. 検査・監督部門の連携

オフサイト・モニタリングにより把握された情報に関しては、検査部門において、これを踏まえつつオンサイトの検査を実施し、金融機関の財務内容や法令遵守状況について深度のある検証を行い、日頃の監督が経営に活かされているか、新たに問題が生じていないかをチェックしている。また、検査で改善等を要するとされた問題に係る情報は、オフサイト・モニタリングを行う監督部門に伝えられ、その後の監督行政に活かしている。

オフサイト・モニタリングのための体制整備

1. コンピューター・システムの整備

限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピューター・システムで効率的に行うことが不可欠であり、順次システム化を進めている。

平成 14 事務年度においては、平成 13 事務年度の保険会社向けモニタリング・システムに続き、証券会社向けモニタリング・システムの運用を開始した。（資料 14-3 参照）

また、預金取扱金融機関に関しては、財務会計情報について、平成 14 年中間期より、銀行の決算状況に係る報告のデータ入力迅速化に向けたシステム整備を行ったほか、リスク情報についても、銀行の「その他有価証券」に関する報告をデータベース化し、市場の状況変化がもたらす影響の分析に関する機能拡張を行った。

さらに、対象業態拡大に伴うシステム整備が一巡しましたので、平成 14 事務年度においては、早期警戒制度や新 B I S 規制の導入等を踏まえ、モニタリング・システムの再構築に着手することとした。その際、将来において分析手法の変化に対応できるよう、柔軟性・拡張性のあるシステムを構築することとしている。その経費については、同年度の補正予算で所要の予算措置がなされたところであり、財務大臣からの繰越承認を得て、平成 15 年度も継続的に開発を進めている。

2. その他の体制整備

金融工学等を駆使した分析手法の更なる高度化や、個々の監督上の要請を的確に反映させた実用的なシステムの設計・開発等を行うべく、金融機関のリスク管理及びシステム開発・管理のエキスパートを登用している。

さらに、平成 14 事務年度においては、保険・年金数理業務の精通者であるアクチュアリー資格保有者を採用した。